「農地中間管理事業に対する担い手の声」への対応について

1 農業関係機関・団体との連携

【担い手の声】

- 〇機構は、土地改良区や農業委員に事業を十分に理解してもらうことが必要(東温市農業 法人 26.8)
- 〇機構は農協と連携することが重要である(四国中央市認定農業者 27.6)

【対応】

- ・機構は、平成27年2月に県土連、農協中央会、全農県本部を含め、県農地整備課、 農産園芸課、担い手・農地保全対策室、日本政策金融公庫、農政局愛媛支局で構成 する「愛媛県農地中間管理事業推進会議」を設置し、構成機関・団体の会員への機 構事業の周知、重点推進事項の設定と構成員ごとの取組みを定め、事業を推進して いる。
- ・個別の土地改良区や農業委員会、農協に対しても、事業説明と協力依頼を進めている。

2 果樹の新規就農者への支援

【担い手の声】

- ○果樹は Ⅱ ターンの確保に力を入れる必要がある(上島町農業指導士 26.11)
- 〇機構は担い手がいなくなる中で良い園地をどう残すのかが役割になる(砥部町認定 農業者 26.12)
- 〇果樹の新規就農者にはいい条件で経営をしてもらいたい(松山市認定農業者 H28.2)

【対応】

- ・機構では、新規就農者の確保については、東京・大阪等で開催される就農相談会への参加や県内での就農相談会の開催などを行っている。
- ・機構では、農協が取り組んでいる果樹就農希望者の育成研修修了者に対する園地斡旋において、農地中間管理事業を利用できないか検討中である。

3 貸借手続きの要件緩和

【担い手の声】

- 〇機構は、未相続農地の貸借を相続人の過半の同意で利用できるようにしてほしい(宇和島市集落営農法人 27.3)
- 〇相続が分からなくなっている農地の貸借は、預かっている人の判断で貸借ができるように ならないか(伊予市認定農業者 27.10)

【対応】

・機構では、耕作者集積協力金と経営転換協力金の対象とならない農地については、 相続人の過半の同意で5年間の中間管理権を取得するよう改めた。

4 集落営農組織の設立・法人化への支援

【担い手の声】

- 〇農地を守るために集落営農組織の設立を支援してもらいたい。(伊予市中心経営体 27.10)
- 〇機構は、集落営農組織の設立・法人化と農地集積を同時に行う必要がある。(松前町農業法人 28.3)
- 〇機構は作業受託組織をしっかりした形にしていく必要がある。(四国中央市認定農業者 27.6)
- 〇機構は農業関係の事業との関連を整理して教えて欲しい(宇和島市集落営農法人 27.3)
- 〇中間管理事業をはじめ各種の支援制度を活用できるよう相談にのってほしい(伊予市中 心経営体 27.10)

【対応】

- ・「愛媛県農地中間管理事業推進会議」の構成機関・団体から選出された担当者を構成員として「法人化・農地集積支援チーム」を結成するとともに、司法書士や社労士、税理士等の専門家にも依頼して、個々の集落や集落営農組織に対し、集落営農組織の設立・法人化を支援しているほか、各種事業や支援制度の説明を行っている。
- ・「農業経営の法人化のために」の冊子を 5,000 部作成して、集落営農組織等に配布 した。